

焼津市農業委員会 3 月総会議事録

1 日時

令和4年3月15日（火）午後2時 ～ 午後2時30分

2 場所

焼津市役所本庁会議室1A

3 委員の出欠

議席	氏名	出欠	議席	氏名	出欠	議席	氏名	出欠
1	村松 達雄	○	8	村松 章	○	15	杉本 芳郎	○
2	有谷 歳幸	○	9	鶴橋 俊次	○	16	石野 恵一	○
3	小長谷 鈴枝	○	10	桜井 亮平	○	17	藁科 光生	○
4	河合 英夫	×	11	石田 芳雄	○	18	鈴木 孝治	○
5	深津 三郎	○	12	楢村 輝夫	○	19	山下 早苗	×
6	横山 文哉	○	13	村松 正二	○			
7	村田 忠夫	○	14	八木 榮志	○			

4 事務局出席者

局長 川村仁 係長 今福肇 主査 丸山チヒロ 主事 清水健太郎

5 議事日程

- 報告第1号 農地法第3条の3第1項の規定による届出の専決受理について
第2号 農地法第4条第1項第8号の規定による届出の専決受理について
第3号 農地法第5条第1項第7号の規定による届出の専決受理について
第4号 農地法第18条第6項の規定による農地賃貸借の合意解約について
第5号 農業用施設証明願について
第6号 農地中間管理事業に係る農用地利用配分計画の認可通知について
第7号 転用等確認について

- 議案第1号 農地法第4条の規定による許可について
第2号 農地法第5条の規定による許可について
第3号 農用地利用集積計画の決定について

事務局	<p>開会に先立ちまして、委員の出席状況を報告します。</p> <p>総員19名中、ただ今の出席委員は、<u>17名</u>です。よって、農業委員会等に関する法律第27条第3項の規定により委員の過半数が出席していますので本総会は成立しています。</p>
議長	<p>定刻になりましたので、ただ今から令和4年3月総会を開会します。それでは初めに、本日の議事録署名人を指名します。3番小長谷鈴枝委員、16番石野恵一委員の両名をお願いします。それでは報告事項から始めます。</p> <p>報告第1号から報告第7号までを一括して議題といたします。事務局の説明を求めます。</p>
事務局	<p>【報告第1号から報告第7号までを朗読】</p>
議長	<p>説明が終わりました。質疑を許します。質疑はありませんか。</p> <p>【質疑】</p> <p>質疑を打ち切ります。お諮りします。報告第1号から報告第7号までを承認することに異議ありませんか。</p> <p>【異議なし】</p> <p>異議なしと認め、報告第1号から報告第7号までは、承認することに決定しました。</p> <p>続きまして、議事に入ります。</p> <p>議案第1号、農地法第4条の規定による許可についての番号20を審議します。それでは、事務局の説明を求めます。</p>
事務局	<p>【議案第1号、番号20を朗読後、説明】</p> <p>本件は、中根新田の農地216㎡について、自己駐車場及び物干し置場敷地に転用したいという申請であります。</p> <p>申請人は、現在、申請地の北側隣接地に分家住宅を建てて居住していますが、来客者等の駐車スペースがなく、道路に駐車することがあり、近隣に迷惑をかけて不便をきたしています。また、子供の成長に伴い、物干しスペースが不足していることから、この度、当該地を自己駐車場及び物干し置場敷地として転用したく本申請に及んだものであります。</p> <p>申請地は、焼津市立大富小学校より南へ約200mに位置している第3種に該当する農地です。</p> <p>申請地の東側は田、西側及び南側は雑種地、北側は宅地（自宅）であります。なお、農地として利用されていないため、始末書の提出があります。</p> <p>審査したところ、本案件は、第3種農地でありますので、一般基準をみれば許可となります。周辺農地への影響も軽微であると判断できることから、事務局判断では、許可相当に該当する案件であると考えます。</p> <p>ご審議のほど、よろしくお願いいたします。</p>
議長	<p>それでは大富地区担当委員から、現地調査の結果と補足説明をお願いします。</p>
地区委員	<p>ただいま事務局から説明があった通りです。</p>

1 番	<p>こちらの申請地は、申請人が相続で取得した216㎡の農地であります。</p> <p>申請人の住宅は道路に面しており、出入り口のところが車の待避所になっているので、車を置くにはちょうどいいそうです。お客さんはそこに駐車していましたが、他の車の交通に不便をきたしているとのことでありましたので、駐車スペースを設けたいということで、今回の申請に及んだものであります。</p> <p>現地調査した結果、東側は田に面していますが、周りにはほとんど影響が及びませんので、許可相当と判断しました。</p> <p>ご審議のほど、よろしく願いいたします。</p>
議長	<p>説明が終わりました。質疑を許します。質疑はありませんか。</p> <p>【質疑なし】</p> <p>質疑は無いようですので、質疑を打ち切ります。お諮りします。議案第1号、番号20を許可することにご異議ありませんか。</p> <p>【異議なし】</p> <p>異議なしと認め、議案第1号、番号20は許可することに決定しました。</p> <p>次に、議案第2号、農地法第5条の規定による許可についての番号54を審議します。</p> <p>それでは、事務局の説明を求めます。</p>
事務局	<p>【議案第2号、番号54を朗読後、説明】</p> <p>本件は、保福島の農地266㎡について、自己住宅敷地に転用したいという申請であります。</p> <p>申請人は現在、亡き夫の所有する家に母と申請人家族4人の計5人で暮らしていますが、子供の成長に伴い手狭になってきたことから、今般、申請人所有の当該申請地に自己住宅を建築したく本申請に及んだものです。</p> <p>申請地の場所は、焼津市総合グラウンドより北東へ約500mに位置している第3種に該当する農地です。</p> <p>申請地の東側は雑種地、西側及び北側は田、南側は道路であります。</p> <p>審査したところ、本案件は、第3種農地でありますので、一般基準をみたせば許可となります。周辺農地への影響も軽微であると判断できることから、事務局判断では、許可相当に該当する案件であると考えます。</p> <p>ご審議のほど、よろしく願いいたします。</p>
議長	<p>それでは豊田地区担当委員から、現地調査の結果と補足説明をお願いします。</p>
地区委員 2 番	<p>申請地は今まではあまり利用されていなかった農地です。</p> <p>南側は道路、北側は排水路と道路、西と北側は田であります。</p> <p>3月1日に現地調査を行いました。付近の農地への影響はないと見込まれることから、許可相当と判断しました。</p>
議長	<p>説明が終わりました。質疑を許します。質疑はありませんか。</p> <p>【質疑なし】</p> <p>質疑は無いようですので、質疑を打ち切ります。お諮りします。議案第2号、番号54を許可することにご異議ありませんか。</p> <p>【異議なし】</p>

	<p>異議なしと認め、議案第2号、番号54を許可することに決定しました。</p> <p>次に、議案第2号、番号55について審議します。</p> <p>それでは、事務局の説明を求めます。</p>
事務局	<p>【議案第2号、番号55を朗読後、説明】</p> <p>本件は、宗高の農地31㎡について、排水管設置敷地に転用したいという申請であります。</p> <p>申請人は、不動産業を営む法人です。申請者は現在、申請地の北東側に隣接する土地と建物を購入する予定であり、申請地を排水管設置敷地として確保したく今般の申請に及んだものです。</p> <p>申請地の場所は、焼津市立大井川図書館より北東へ約200mに位置している第3種に該当する農地です。</p> <p>申請地の南東側は田、北西側は宅地、南西側は水路及び道路、北東側は宅地（一体利用）であります。</p> <p>審査したところ、本案件は、第3種農地でありますので、一般基準をみたせば許可となります。周辺農地への影響も軽微であると判断できることから、事務局判断では、許可相当に該当する案件であると考えます。</p> <p>ご審議のほど、よろしくお願いたします。</p>
議長	<p>それでは静浜地区担当委員から、現地調査の結果と補足説明をお願いします。</p>
地区委員 6番	<p>申請地の場所は、大井川庁舎より、東へ250mほどにある農地です。</p> <p>前の写真に映っている住宅の、排水管を埋設する敷地として許可を取りたいという案件であります。</p> <p>申請地は、ちょうど幅1m、長さ30mほどの細長い農地で、既に下に排泄感が埋設されています。写真の住宅を売って処分することになったため、一緒に排水管がある申請地も処分する必要がありますので、今回の申請に及びました。</p> <p>申請地の北東側は一体利用する住宅、北西側は他の方の宅地、南東側は譲渡人の農地、南西側は水路及び道路です。現地確認の結果、農業上の影響も軽微であることから、許可相当と判断しました。</p> <p>ご審議のほど、よろしくお願いたします</p>
議長	<p>説明が終わりました。質疑を許します。質疑はありませんか。</p> <p>【質疑なし】</p> <p>質疑は無いようですので、質疑を打ち切ります。お諮りします。議案第2号、番号55を許可することにご異議ありませんか。</p> <p>【異議なし】</p> <p>異議なしと認め、議案第2号、番号55は許可することに決定しました。</p> <p>次に議案第3号、農用地利用集積計画の決定について議題とします。本議案に関係する村松達雄委員、八木榮志委員につきましては本議案の採決が終わるまで退席を求めます。</p> <p>【退席】</p> <p>それでは、事務局の説明をお願いします。</p>
事務局	<p><議案の朗読・説明></p>

	<p>以上の計画申請の内容は、経営面積、従事日数など、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしているものと考えます。ご審議のほどよろしくお願ひします。</p>
議長	<p>説明が終わりました。質疑を許します。質疑はありませんか。</p> <p>【質疑なし】</p> <p>質疑は無いようですので、質疑を打ち切ります。お諮りします。議案第3号、農用地利用集積計画を原案のとおり決定することに、ご異議ありませんか。</p> <p>【異議なし】</p> <p>異議なしと認め、議案第3号は原案のとおり決定しました。それでは村松委員と八木委員の入室をお願いします。</p> <p>【着席】</p> <p>以上で、本日の議事並びに報告事項はすべて終了しました。ご協力ありがとうございました。以上をもちまして、令和4年3月総会を閉会します。</p>